

保留地売買契約書（標準例）

※ この標準例を基本として、落札者の形態や保留地の利用目的等により一部を変更する場合があります。

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業施行者千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の換地計画において保留地として定められる予定の土地（以下「保留地」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買土地）

第1条 売買物件は、次の保留地とする。

保留地番号	地目	地積（㎡）
〇〇街区〇画地	宅地	

（売買代金）

第2条 前条の保留地の売買代金は金 円とする。

2 甲と乙は、前条の保留地（以下「売買土地」という。）について、前条に表示の地積で売買し、甲が土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第103条第1項の規定による換地処分（以下「換地処分」という。）を行うに当たり実施する確定測量等に基づく実測面積及び換地処分に基づく登記の面積と相違しても互いに異議を申し出ず、また、前項の売買代金（以下「売買代金」という。）の増減を申し出ないものとする。また、換地処分により土地の形状又は面積に変更が生じた場合においても同様とする。

（契約保証金）

第3条 乙が既に納付した、千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成9年千葉県規則第10号。以下「保留地処分規則」という。）第8条第1項の規定による入札保証金（以下「入札保証金」という。）及び保留地処分規則第26条の規定による契約保証金（以下「契約保証金」という。）には、利子を付さないものとする。

2 乙が既に納付した入札保証金は、保留地処分規則第8条第2項ただし書の規定により甲において契約保証金の一部に充当するものとする。

3 契約保証金は、損害賠償の額の予定又はその一部とは解さないものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額（以下「残金」という。）をこの契約を締結した日から起算して60日以内に、甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 乙が納付した契約保証金（第3条第2項の規定により契約保証金に充当した入札

保証金を含む。)は、乙が前条の規定により残金を納付したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(契約保証金の処分)

第6条 乙が、第4条の納入通知書に記載された納入期日までに残金を納付しないときは、契約保証金は甲に帰属する。

(売買土地の引渡し等)

第7条 甲は、残金の納付を確認した後、売買土地の引渡しの期日を甲乙協議の上定め、速やかに乙に対して引渡しを行うものとする。

2 甲は引渡しと同時に乙に引渡書を交付するものとし、乙は同時に受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、売買土地を使用及び収益することができる。

(事業等の実施)

第8条 乙は、売買土地に係る入札に際して甲に提出した入札参加申込書類(以下「入札参加申込書類」という。)に則して建築物、施設、設備等(以下「建築物等」という。)の建設・整備及び事業活動を実施するものとし、売買土地の引渡しの日(以下「引渡日」という。)から3年以内に建築物等を竣工し、事業活動を開始(住宅等の販売を目的とする場合は当該販売を開始)するものとする。竣工するとき(住宅等の販売を目的とする場合は当該販売を開始しようとするとき)は、乙は事前に甲にその旨を通知するものとする。

2 乙は、建築物等の建設・整備に係る工事及び事業活動の実施に当たっては、千葉県流山市と十分協議しながら進めるものとする。

3 乙は、建築物等の建設・整備に係る工事に着手する前に、工事の目的である建築物等が入札参加申込書類、関係法令、条例及び売買土地に係る分譲案内書で示した建設指針その他の分譲条件(以下「関係法令等」という。)に関する関係機関との協議結果を甲に報告するものとする。

4 乙は、第1項に規定する工事及び事業以外の目的に売買土地を利用してはならない。

5 乙は、入札参加書類で示した建築物等の計画又は第3項の規定により甲へ報告した建築物等の計画をやむを得ない事由により変更せざるを得なくなった場合(関係法令等に則した範囲における軽微な変更を除く。)は、あらかじめその事由を付して、甲の承認を得なければならない。

6 乙が売買土地を利用することにより、乙と甲以外の第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任においてこれを解決するものとする。

(所有権の移転登記)

第9条 法第104条第11項の規定により、法第103条第4項に規定する換地処分の公告(以下「換地処分の公告」という。)があった日の翌日に甲が売買土地の所有権を取得したときは、甲の所有権は、何らの手続を行うことなく、この契約に基づいて乙に

移転する。

- 2 甲は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後に、乙のために所有権移転登記を行うものとする。この場合、これに要する登録免許税その他の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

- 第10条 甲は、売買土地について、引渡日から1年を限って瑕疵担保責任を負うものとする。

(引渡し前の滅失・毀損)

- 第11条 甲は、売買土地の引渡し前に、天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない事由によって、売買土地の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、売買土地を使用収益が開始できる状態に修復して乙に引き渡すものとする。この場合、修復によって引渡しが第7条第1項の規定による引渡しの期日を越えても、乙は、甲に対し、その引渡し延期について異議を申し立てることができないものとする。

- 2 前項の滅失又は毀損により、乙がこの契約の目的を達することができないと認められる場合は、甲乙協議の上、この契約を解除することができるものとする。

- 3 甲は、前項によりこの契約が解除された場合は、乙の請求により、乙が甲に納付した売買代金（乙が残金を納付前の場合は契約保証金）を無利子で遅滞なく乙に返還又は還付する。

(所有権等の譲渡の禁止)

- 第12条 乙は、売買土地を使用収益する権利及び換地処分の公告後に甲から所有権を譲り受ける権利並びに換地処分の公告後に甲から乙に移転した所有権（以下「所有権等」という。）をこの契約の締結の日から5年間、第三者に譲渡してはならない。ただし、事前に甲がこれを承認した場合は、この限りでない。

- 2 甲は、前項ただし書の承認において、必要な条件を付すことができる。

- 3 第1項の規定は、乙について保留地処分規則第33条第2項の規定の適用を除外するものではない。

(甲に対する申告又は届出義務)

- 第13条 乙は、この契約の締結の日から法第107条第2項に規定する換地処分に伴う登記が完了した後、所有権移転登記が行われるまでに、売買土地に関する所有権等の譲渡又は権利の設定を行ったときには、法第85条第1項の規定により、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号。以下「施行規則」という。）第23条に規定する次の各号に掲げる書類を遅滞なく甲に別途協議しなければならない。

(1) 借地権申告書（施行規則第23条第1項で準用する第16条第1項）

(2) 借地権以外の権利の申告書（施行規則第23条第2項）

(3) 添付図書等（施行規則第16条第2項又は第23条第3項）

- 2 乙は、この契約の締結の日から法第107条第2項に規定する換地処分に伴う登記が完了した後、所有権移転登記が行われるまでに、前項の申告に係る権利について変動が

あったときには、法第85条第3項の規定により施行規則第23条に規定する次の各号に掲げる書類を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(1) 権利変動届出書（施行規則第23条第5項）

(2) 添付図書等（施行規則第23条第6項で準用する同条第3項）

（第三者への所有権等の譲渡に伴う地位等の承継）

第14条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買土地の所有権等を第三者に譲渡する場合は、この契約に定める全ての地位及び義務を当該第三者へ継承しなければならない。

（暴力団員等の関与の排除）

第15条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買土地の所有権等を第三者へ譲渡し、又は売買土地に権利を設定しようとする場合は、当該第三者が第19条第2項各号に該当しないことをあらかじめ確認するとともに、所有権等の譲渡又は権利の設定の契約を締結した後に該当していることが判明したときは、当該契約を解除できるように当該契約においてあらかじめ措置しなければならない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第16条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買土地に係る所有権等を第三者に移転し、又は売買土地に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

（甲に対する通知義務）

第17条 乙は、この契約の締結の日から換地処分のお知らせの日までの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(1) 商号、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(2) 解散し、合併し、又は営業を停止し、廃止し若しくは譲渡・分割したとき。

(3) 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生の申立てをなし、若しくは受けたとき。

（実地調査等）

第18条 甲又は甲の指定する者は、この契約に基づく乙の義務の履行状況を把握し、その履行を確保するために、随時に乙に対し必要な質問をし、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出、その他の報告を求めることができるものとし、乙は、正当な事由なくこれを拒むことができないものとする。

（甲による契約の解除・買戻し）

第19条 甲は、この契約の締結の日から5年を経過するまでの間（乙がこの契約の締結の日から5年以内に住宅等の販売を完了したときは、この契約を締結した日から住宅等

の販売を完了するまでの間とする。)、乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が認めるときは、この契約を解除し、又は売買土地を買い戻すことができる。

- (1) 乙が第4条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第8条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第12条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか、故意若しくは重大な過失によりこの契約の義務を履行しないとき又は履行を妨げたとき。

2 甲は、乙が第16条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、催告なしにこの契約を解除できる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除し、又は売買土地の買戻しをした場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

4 第1項及び第2項の規定により甲がこの契約を解除し、又は売買土地の買戻しをした場合は、甲は、乙が甲に残金を納付済みであるときに限り、乙の請求により売買代金を返還する。ただし返還金には利子を付さない。

5 前項の場合において、乙が残金を納付前のときは、契約保証金は甲に帰属し、乙へは還付しない。

(違約金)

第20条 乙は、甲が前条第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除し、若しくは売買土地を買い戻したときは、違約金として第2条第1項に規定する売買代金の2割相当額及び売買土地の時価と売買代金の差額（売買代金の時価を上回った場合に限る。）相当額を甲に支払わなければならない。この場合、第6条又は前条第5項の規定により甲に帰属した契約保証金は、違約金の全部又は一部に充当する。

2 前項の時価は、甲が甲の負担で選定し依頼する不動産鑑定士が、売買土地を建物・構築物等が存在せず、使用収益を制約する権利が付着していない更地として評価した価額とする。

3 第1項において、乙が甲に納付した売買代金がある場合には、乙の甲に対する違約金の債務と甲の乙に対する返還金の返済債務との対等額を相殺するものとする。

(損害賠償)

第21条 前条第1項の違約金は違約罰であり、損害賠償の額の予定又はその一部とは解さず、乙は、この違約金とは別に、甲が第19条第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除し、又は売買土地を買い戻したことにより被った損害を賠償しなければならない。

(原状回復の義務)

第22条 乙は、甲が第19条の規定により契約を解除し、又は売買土地を買い戻した場合には、直ちに乙の負担と責任において売買土地を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買土地を原状に回復させることが適当でないとき、この限りでない。

(公租公課の負担)

第23条 引渡日以後の売買土地に対する公租公課は、乙の負担とする。

(契約費用の負担)

第24条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第25条 この契約に関する裁判上の訴えは、甲の所在地を管轄する千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第26条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書〇通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業
施行者 千葉県
代表者 千葉県知事

印

乙 所在地
企業名等
代表者の職・氏名

印

注1 乙が複数の売買土地の取得者から成る場合は、次の1条を加えます。

(連帯債務)

第〇条 入札保証金、契約保証金及び売買代金並びに売買代金の残金の支払債務は、乙の連帯債務とする。

注2 住宅等の販売が目的に含まれる場合は、第8条に次の1項を加えます。

○ 乙は、原則として公募により住宅等を販売するものとする。

注3 乙が複数の売買土地の取得者から成る場合で、売買土地を分割して引渡しを受けようとする場合は、必要に応じて条項を追加変更します。ただし、分割のために要する経費は全て譲受人の負担です。

書 類 樣 式 等

(様式1)

物件番号	
------	--

入札参加申込書

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

住所又は所在地

商号名称

申込者の氏名又は代表者の職・氏名

⑩

┌ 担当者の所属・職・氏名

└ 連絡先電話番号

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業に係る保留地の一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

- 1 保留地番号 街区 画地
- 2 地目及び地積 宅地 m²
- 3 使用目的
- 4 利用計画 別添建設計画書のとおり。
- 5 その他必要な図書 別添のとおり。

注1 入札に参加する物件ごとに作成し提出願います。1枚の入札参加申込書で複数物件の入札参加を申し込むことはできません。

注2 連名の場合は、代表者(連名者の中の1者のみ)の名称又は氏名の前に○印を付してください。以後の連絡等は代表者に対してのみ行います。また、保証金の納付・還付及び入札の手続は代表者の名において一括して行うものとします。

注3 共同企業連合体の場合は、商号名称の前に連合体の名称とその代表企業であることを記載願います。

注4 共有者がいる場合には、各々の持分を名称又は氏名の後ろに記入願います。

(様式1-2)

入札参加申込書 チェックリスト【法人】

(申込時に入札参加申込書に添えて提出してください)

物件 番号	
----------	--

※各書類の注意事項については、分譲案内書にてご確認ください。

1. 提出書類

- 【正本 副本 】入札参加申込書（様式1）、チェックリスト（様式1-2）
- 【正本 副本 】委任状（様式2）
- 【正本 副本 】誓約書（様式3-1）
- 【正本 副本 】連合体の場合、共同企業連合体構成員調書（様式4）及び「共同企業連合体協定書」（参考例参照）の原本（各法人の記名押印があるもの）
- 【正本 副本 】定款等の写し
- 【正本 副本 】商業・法人登記の履歴事項全部証明書（申込日から3か月以内のものに限る。）
- 【正本 副本 】代表者印の印鑑証明書（申込日から3か月以内のものに限る。）
- 【正本 副本 】法人税・消費税及び地方消費税（国税）の納付済証明書（申込日から3か月以内のものに限る。）
- 【正本 副本 】都道府県税（（法人県民税、法人事業税、不動産取得税等）の納税証明書（申込日から3か月以内のものに限る。）
- 【正本 副本 】事業者概要書（様式5-1）
- 【正本 副本 】法人等の沿革（様式5-2）又は 既存の概要説明資料（パンフレット等）
- 【正本 副本 正副以外の4部 】
建設計画書（様式6-1）又は（様式6-2）
- 【正本 副本 正副以外の4部 】
建設計画書添付書類 土地利用計画図（平面図又は施設配置図。縮尺1/500程度のもの。）

2. 提示していただくもの

- 書類提出者の社員証（従業者証明等）
- 書類提出者の本人確認ができるもの（運転免許証等）

提出者

Ⓜ

(様式1-3)

入札参加申込書 チェックリスト【個人事業】

(申込時に入札参加申込書に添えて提出してください)

物件 番号	
----------	--

※各書類の注意事項については、分譲案内書にてご確認ください。

1. 提出書類

- 【正本 副本 】入札参加申込書(様式1)、チェックリスト(様式1-3)
- 【正本 副本 】委任状(様式2)
- 【正本 副本 】誓約書(様式3-3)
- 【正本 副本 】住民票の写し(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録のないことを証する「登記されていないことの証明書」(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】禁治産宣告(成年被後見人)、準禁治産宣告(被保佐人)、後見の登記及び破産宣告を受けていないことを証する「身分証明書」(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】印鑑登録証明書(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】所得税・消費税及び地方消費税(国税)の納付済証明書(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】都道府県税(個人事業税、不動産取得税等)の納税証明書(申込日から3か月以内のものに限る。)
- 【正本 副本 】事業者概要書(様式5-1)
- 【正本 副本 】法人等の沿革(様式5-2)又は既存の概要説明資料(パンフレット等)
- 【正本 副本 正副以外の4部 】
建設計画書(様式6-1)又は(様式6-2)
- 【正本 副本 正副以外の4部 】
建設計画書添付書類 土地利用計画図(平面図又は施設配置図。縮尺1/500程度のもの。)

2. 提示していただくもの

- 書類提出者の社員証(従業者証明等)
- 書類提出者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

提出者

印

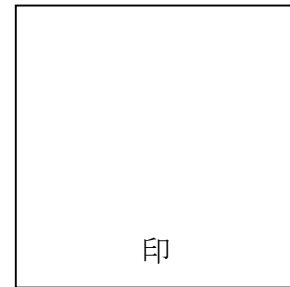
(様式2)

委任状

私は、(氏名) を代理人と定め、平成 年 月執行の下記の一般競争入札に関する一切の(次に掲げる)権限を委任します。

なお、代理人が使用する印は次のとおりです。

(委任事項)



記

入札物件

物件番号	所在・保留地番号	地目	地積
	流山都市計画事業木地区 一体型特定土地区画整理事業地区内 街区 画地	宅地	m ²

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

申込人 住 所
(代表者) 氏名又は
商号名称・代表者名

印

注1 委任状は物件ごとに別の用紙を使用すること。用紙の大きさは日本工業規格A4判とする。

注2 入札参加申込人(委任者)が使用する印は、印鑑(登録)証明書に登録された印としてください。代理人の印は認め印で可。

注3 共同企業連合体の代表企業の連絡担当者は、必ず提出してください。

注4 入札者が法人で、その社員が入札書等の持参や開札への参加を行う場合等は、代理人をたてる必要はありません。ただし、社員であることを証する書面を携帯してください。

誓 約 書

物件 番号	
----------	--

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

住所又は所在地

商号名称

代表者の職・氏名

⑨

注 共同企業連合体の場合は、商号名称の前に
連合体の名称とその代表企業であることを記
載願います。

当社〔及び当共同企業連合体（以下「連合体」という。）の全ての構成員〕は、千葉県が実施する流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内の保留地
_____街区_____画地（以下「入札物件」という。）の入札（以下「本件入札」という。）に参加申込みをするに当たり、下記のとおり誓約します。

なお、当社〔又は当連合体の構成員〕がこの誓約に反したことにより、当社〔及び当連合体の全ての構成員〕が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当社〔及び当連合体の構成員〕は、入札物件に係る分譲案内書（以下「分譲案内書」という。）Iの3の（1）に掲げる本件入札の参加に必要な資格を有するとともに、当社及び当社の役員〔並びに当連合体の構成員及びその役員〕は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 2 当社〔又は当連合体の構成員のいずれか〕が、本件入札について、他の入札参加申込者又は他の共同企業連合体の構成員として重複申込み又は重複参加していることはありません。
- 3 入札物件を実地に確認し、分譲案内書（建設指針を含む。）及び入札物件に係る法令上の規制等を承知した上で、本件入札に参加申込みをします。
- 4 本件入札に係る入札参加申込書等提出書類に虚偽不正はありません。

注 共同企業連合体の場合は、〔 〕内の文言を加えてください。法人の連名の場合は、この様式に準じて作成してください。

物件 番号	
----------	--

誓 約 書

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

入札参加申込者 住所又は所在地
商号名称
申込者の氏名又は代表者の職・氏名 ⑩
注 共同企業連合体の場合は、商号名称の前に連合体の
名称とその代表企業であることを記載願います。

代 理 人 住所
氏名 ⑩
注 印は、委任状の印を用いてください。

千葉県が実施する流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内の保留地_____街区_____画地（以下「入札物件」という。）の入札（以下「本件入札」という。）について、代理人は、受任の範囲内で入札参加申込者の本件入札を代理するに当たり、下記のとおり誓約します。

なお、代理人がこの誓約に反したことにより、代理人又は入札参加申込者〔(当共同企業連合体の全ての構成員を含む。)〕が不利益を被ることとなっても、代理人及び入札参加申込者は異議を一切申し立てません。

記

- 1 代理人は、入札物件に係る分譲案内書Ⅰの3の(1)に掲げる本件入札の参加に必要な資格を有するとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 2 代理人は、本件入札について、本人として入札に参加することはなく、かつ、他の入札参加申込者(共同企業連合体の構成員を含む。)の役員又は代理人に該当しません。
- 3 入札物件を実地に確認し、分譲案内書（建設指針を含む。）及び入札物件に係る法令上の規制等を承知した上で、本件入札に参加申込みをします。
- 4 本件入札に係る入札参加申込書等提出書類に虚偽不正はありません。

注 共同企業連合体の場合は、〔 〕内の文言を加えてください。法人の連名の場合は、この様式に準じて作成してください。

(様式3-3:個人用)

物件 番号	
----------	--

誓 約 書

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

住所

氏名

⑩

私は、千葉県が実施する流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内の保留地_____街区_____画地（以下「入札物件」という。）の入札（以下「本件入札」という。）に参加申込みをするに当たり、下記のとおり誓約します。

なお、私がこの誓約に反したことにより不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 入札物件に係る分譲案内書（以下「分譲案内書」という。）Iの3の（1）に掲げる本件入札の参加に必要な資格を有するとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 2 本件入札について、他の入札参加申込者（共同企業連合体の構成員を含む。）として重複申込み又は重複参加していることはありません。
- 3 本件入札について、他の入札参加申込者（共同企業連合体の構成員を含む。）の役員又は代理人には該当しません。
- 4 入札物件を実地に確認し、分譲案内書（建設指針を含む。）及び入札物件に係る法令上の規制等を承知した上で、本件入札に参加申込みをします。
- 5 本件入札に係る入札参加申込書等提出書類に虚偽不正はありません。

注 個人の連名の場合は、この様式に準じて作成してください。

(様式4)

平成 年 月 日

共同企業連合体構成員調書

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

物件
番号

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の保留地_____

街区_____画地について、同保留地に係る分譲案内書に基づき、次のとおり共同企業連合体として入札参加申込みをします。

連合体の名称			
代表企業(注1)	(法人名)		
	(代表者職・氏名)	⑩	
	(所在地) 〒		
	(電話番号)		
代表企業の 連絡担当者	(所属部署)	(担当者職・氏名)	
	(所在地) 〒		
	(電話番号)	(FAX 番号)	
	(電子メールアドレス)		
土地の取得 (該当の番号及び項目に○)	1 土地を単独企業で取得 2 土地を (共有 ・ 分割) で取得		

構成員(注3)	(No.) (注2) (法人名)	
	(代表者職・氏名) ⑩	
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	
連絡担当者	(所属部署)	(担当者職・氏名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX 番号)
	(電子メールアドレス)	
土地の取得等 (該当の番号及び項目に○)	1 保留地を(共有 ・ 分割) で取得	2 その他(事業分担等)

注1 印鑑証明書と同じ法人代表者印を押印願います。

注2 構成員ごとに1番から昇順に番号を付してください。

注3 印鑑証明書と同じ法人代表者印を押印願います。以下、全ての構成員について記載し、法人代表者印を押印願います。構成員の順番は、土地取得企業、その他の順としてください。

※ 3者以上の場合は、同じ様式で追加してください(1構成員1枚でも差し支えありません。)

(参考例) 共同企業連合体協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業連合体協定書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇株式会社（以下「丙」という。以下、総称として「構成員」といい、個々の構成員を「各構成員」という。）は、共同企業連合体を結成し、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業施行地内保留地予定地〇〇〇街区〇画地（別表1。以下「本物件」という。）を共同して千葉県（以下「県」という。）から取得し、県に提出した建設計画書の内容に基づいて〇〇〇を建設し、〇〇〇を行う事業（以下「本事業」という。）を推進し、その円滑な遂行を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 構成員は、共同企業連合体を結成し、本事業を共同連帯して遂行する。

（名称）

第2条 この共同企業連合体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業連合体（以下「当連合体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当連合体の事務所は、〇〇〇に置く。 注 事務所は、代表企業に置いてください。

（土地の取得）

第4条 本事業の土地は、甲及び乙が別表2のとおり分割して取得する。

（存続期間）

第5条 当連合体の存続期間は、この協定を締結した日から建設計画書の内容に基づく建築物・施設・設備の竣工（「全住宅の完成と販売開始」「複合商業業務施設の竣工」等）と開業等が全て完了する日（以下「本事業が完了する日」という。）までとする。

2 本件入札で当連合体が落札できなかったときは、前項の規定にかかわらず平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって存続期間の終期とする。

（構成員の分担）

第6条 本事業における各構成員の分担は、別表3のとおりとする。

（運営委員会）

第7条 この協定の目的を達するため、各構成員の代表者からなる意思決定機関として、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営されるものとする。

（代表企業）

第8条 当連合体の代表企業は甲とする。

（代表企業への委任）

第9条 甲は、運営委員会の指示により、次に掲げる各号の事務を行い、その結果を各構成員に対し、定期的に報告するものとする。

ア 本件入札、本物件の取得及び本事業に係る県及び関係監督官庁等との折衝

イ 本件入札に参加するために必要な書類の取りまとめと県への提出

ウ 県からの通知の各構成員への伝達及び県からの照会に対する回答の取りまとめと県への回答

エ

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、他の構成員に係る土地売買契約及び本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 各構成員は、この協定書に基づく権利義務を譲渡することはできない。

(共通費用の分担)

第12条 本件入札への参加及び本事業施行中に発生した共通の経費等については、必要の都度運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第13条 各構成員がその分担事業に関し、県及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定によるものとする。

4 前3項の規定は、第10条に規定する他の構成員に係る土地売買契約及び本事業の履行に関する連帯責任を免除するものと解されてはならない。

(構成員の脱退に対する措置)

第14条 各構成員は、本事業が完了する日までは当連合体を脱退できない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 構成員のうち本事業の途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

3 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが本事業の途中において、破産又は解散した場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 当連合体が解散した後においても、本事業につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(補則)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関する疑義については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書〇通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するとともに、県へ1通提出する。

平成 年 月 日

甲 (住所)
(名称)
(代表者職・氏名) ⑩

乙 (住所)
(名称)
(代表者職・氏名) ⑩

丙 (住所)
(名称)
(代表者職・氏名) ⑩

別表1

物件目録

画地	面積	備考

別表2

本物件の分割取得

取得者	画地	面積	備考
甲			別添概略図のとおり。
乙			別添概略図のとおり。

別表3

連合体構成員の事業分担内容

企業名等		事業分担内容
代表企業	(企業名)	
構成員	(企業名)	
	(企業名)	

(様式5-1)

物件番号

事業者概要書

1 法人等の概要

会社名等			
事業の種類 (業種)			
本店所在地			
代表者			
払込資本金		設立年月日	
株式上場の有無 (上場市場)	有 ・ 無		
主たる業務			
主な事業実績	(入札物件に係る業務について)		

注 一般に配布している会社説明(紹介)パンフレット等があれば、添付してください。

(様式5-2)

2 法人等の沿革

年月日	記 事	年月日	記 事

注1 入札物件に係る事業・業務との関連において、法人等の主な沿革を記載してください。

注2 既存の概要説明資料（パンフレット等）で代替していただいて差し支えありません。

(様式6-1)

物件番号	
------	--

建設計画書（住宅事業以外の事業用）

場 所	街区 画地		
用途又は目的			
事業内容			
施設名			
構 造		階 数	地上 階 地下 階
建築面積	m ²	延床面積	m ²
着工予定時期	平成 年 月	完成予定時期	平成 年 月
営業開始 予定時期	平成 年 月		
その他の施設 (駐車場等)	施設名	面積、規模等	

注1 土地利用図（平面図又は施設配置図。縮尺1/500程度のもの。）を添付してください。

注2 関係法令、条例等の適用については、申込者及び譲受人自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守するものとします。

なお、この申込みの受付によって、建設計画が承認されたものではありませんので、注意してください。

物件番号	
------	--

建設計画書（住宅事業用）

場 所	街区 画地	(斜線)	
用途又は目的			
事業内容			
施設名		総戸数	戸
構 造		階 数	地上 階 地下 階
建築面積	m ²	延床面積	m ²
着工予定時期	平成 年 月	完成予定時期	平成 年 月
募集予定時期	平成 年 月	入居予定時期	平成 年 月
その他の施設 (駐車場等)	施設名	面積、規模等	

注1 土地利用図（平面図又は施設配置図。縮尺1/500程度のもの。）を添付してください。

注2 関係法令、条例等の適用については、申込者及び譲受人自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守するものとします。

なお、この申込みの受付によって、建設計画が承認されたものではありませんので、注意してください。

(様式7)

入 札 書

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

住所又は所在地

入札参加者 氏名又は商号名称

代表者職・氏名

Ⓔ

流山都市計画事業運木地区一体型特定土地区画整理事業に係る保留地の処分について、次のとおり入札します。

入札物件

物件番号	保留地番号		地目	地 積
	街区	画地	宅地	m ²

	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
入 札 金 額												
入 札 保 証 金 額												

注1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用願います。用紙の大きさは日本工業規格A4判とします。

注2 印は印鑑（登録）証明書の印を使用願います。代理人が入札するときは、代理資格及び記載方法について事前に県に確認願います。

注3 共同企業連合体の代表企業の場合は、代表企業の商号の前に連合体の名称と代表企業であることを記載願います。

注4 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入願います。入札保証金額は、納付した額を記載願います。入札金額は、納付した入札保証金の額の20倍が上限です。

注5 入札金額の欄には、取得希望価額を記載すること。面積当たりの単価ではありません。

注6 入札が無効になる場合については、分譲案内書をご覧ください。

入札保証金提出書

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

入札参加者 住所又は所在地
 氏名又は商号名称
 代表者名 印

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業_____街区_____画地（保留地）の一般競争入札に参加したく、入札保証金として次の金額を納付しました。

物件番号	
------	--

【入札保証金額（納付金額）】

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

落札とならなかったとき、その他還付事由が生じた場合には、納付した入札保証金を次の口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名								銀行・信用金庫・その他
									本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・その他（ ）							
	口座番号								右詰めで記入してください。
	フリガナ								
口座名義人									

注1 入札保証金提出書は、物件ごとに作成し、提出願います。**1枚（通）の入札保証金提出書又は納付書兼領収書で複数物件の提出又は納付はできません。**

注2 印は印鑑（登録）証明書の印を使用願います。

注3 共同企業連合体の代表企業の場合は、代表企業の商号の前に連合体の名称と代表企業であることを記載願います。

注4 金額の数字は算用数字を用い、**頭に「¥」の記号を記入願います。**

注5 金融機関名、預金の種類の該当する項目を○で囲んでください（**ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名、預金種目、口座番号を記入願います。**）。

注6 **必ず千葉県の指定金融機関（千葉銀行本・支店）で入札保証金を納付し、その際に受け取った「納付書兼領収書」を第2枚目の貼付欄に貼り付けてください。**

注7 入札が無効になる場合については、分譲案内書をご覧ください。

入札保証金提出書

(物件番号) 納付書兼領収書貼付欄

